

博士學位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

第 38 号

2015 年 3 月

京都産業大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号）第 8 条の規定による公表を目的とし、平成 27 年 3 月 21 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第 4 条第 1 項によるもの（いわゆる課程博士）であり、乙は同条第 2 項によるもの（いわゆる論文博士）である。

目 次

課程博士

1 . 周 艷	〔博士（経済学）〕	1
2 . 佐藤 雅俊	〔博士（法律学）〕	5
3 . 新中 善晴	〔博士（物理学）〕	11
4 . 新崎 貴之	〔博士（物理学）〕	15
5 . <small>シーモントリー</small> SRIMONTRI <small>パイトゥーン</small> PAITOON	〔博士（生物工学）〕	19

論文博士

1 . 佐倉 正明	〔博士（生物工学）〕	25
2 . 鶴村 俊治	〔博士（生物工学）〕	29

氏名（本籍）	佐藤 雅俊（京都府）
学位の種類	博士（法律学）
学位記番号	甲法6号
学位授与年月日	平成27年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論文題目	損害保険業に対するEU競争法の適用とドイツの保険競争法の進展へのEU競争法からの影響 日本法との比較法上の観点をふまえて
論文審査委員	主 査 山田 廣己 教授
	副 査 ELISABETH MARCURE R. 名誉教授
	” 戸田 五郎 教授
	” 木俣 由美 教授

論文内容の要旨

本論文は、損害保険分野における競争法の適用について、欧州連合（EU）と主要加盟国であるドイツのそれぞれの法規について紹介し、日本法との比較法的な視点をふまえて、論ずるものである。

第1章では、「序論」として、本研究の課題と研究対象の限定づけを行い、同時に定義の設定などについて述べる。

まず、本研究の主たる目的が、損害保険分野での競争法の適用免除と保険監督法の適用除外という相違点について、EU法と日本法とを比較法的に論ずることであることを明示する。次に日本法における損害保険業に関する独占禁止法の規制は損害保険分野を対象としていたため、本論文は、損害保険に限定して論を進める。

研究の対象とするドイツ（競争法制定当時は西ドイツ）では、第二次世界大戦後、欧州域内で極めて早期に競争法が制定され、かつ、このドイツの競争法（カルテル法）は、制定の際に既に保険事業者間などにおける共同行為についての規定が設けられていたことが特筆すべき点である。また、「共同市場の確立」を主たる目的としているEUは、競争法をいち早く条約において創設していた経緯がある。競争法の規定などをはじめとした諸法令がEUにおける保険共同市場の統合

を促している。また損害保険事業者による共同行為が、EC(European Community：欧州共同体)競争法に違反する事例も生じ、結果として、保険事業者間における共同行為に対する EC 保険競争法 (EU 保険競争法) が成立することになる。

本章では、上記のドイツや EU、米国、そして日本における保険に関連する法令の経緯や現行の法状況を説明し、本論文における定義についても紹介する。

第 2 章においては、EU 競争法と EU における競争政策を支える思想と具体的な制度を検討の対象とする。EU 競争法を前提として、保険業に対する競争法の適用についての立法がなされているため、この経緯に検討を加え、同時に、EU における競争政策が及ぼす種々の影響について考察する。

第 3 章では、EU 保険市場を確立するために必要である諸立法を紹介する。ことに、EU 金融市場はどのような立法に基づいて創設されたのかとの点と、EU 保険市場の創設に係る諸法令についても検討する。

第 4 章では、保険業についての EU 競争実体法自体とその法規定の保険業への適用を検討する。EU 競争法が規定されている条約、特に TFEU(Treaty on Functioning of European Union)第 101 条第 1 項と第 3 項とともに、EU 競争法の保険業法に関する一括適用免除規則の制定について紹介する。

第 5 章で、前章の一括免除規則の規律の仕方を検討する。本規則の改正の度ごとに、適用免除される範囲が縮減されつつある点を詳細に紹介する。

第 6 章において、保険事業者間の共同行為に関する欧州委員会の行政決定や欧州司法裁判所の判例を紹介する。

第 7 章で、加盟国での規制緩和の後に生じた不備と、これを是正するために制定された EU 保険監督法を詳しく紹介し、同時に、EU の機関として創設された金融監督機関のうち、保険業に関する監督機関である EIOPA(European Insurance and Occupational Pension Authority)について詳しく紹介する。

第 8 章では、日本における損害保険業に対する独占禁止法の適用について論ずる。日本法は、EU 法と異なり、保険監督法において、競争法 (独占禁止法) の規定を適用除外することを規定する。

第 9 章では、以上の検討を前提として、EU 法と日本法を比較法的な視点から論ずる。

第 10 章において、結論と今後の展望を述べる。

保険制度は不可欠な社会的制度であり、それ以上に、保険制度は、国家財政や納税者 (国民) のリスク負担を軽減している。競争法規も自由原則に関する規定も EU 域内市場の実現と機能拡充のために必須となる。EU 域内市場への参入のためにも必要となる。条約に規定される諸自由原則は、EU 域内市場において自由競争を発展させるための不可欠な枠組み条件である。

欧州において、競争監督庁と保険監督庁のそれぞれの監督に関する目的は異なる。前者のそれは保険市場における公正自由と能率的競争の確保であり、後者のそれは保険事業者をして金融機関としての責任感をもって営業を行わせることである。したがって、二つの監督機関の役割と地

位は区別されるべきであり、また、この機関の地位は平等であり、かつ相互補完性を持つと考えられるべきである。

米国において、2010年のウォール・ストリートの改革と消費者保護法の成立によって、連邦の規模で初めて、保険業のための連邦保健局（FIO）が米国財務省の単なる諮問機関として設置された。よって、米国では、保険業の規制は、従来通り、各州による監督体制が維持されている。1945年に発効したマッカラン・ファーガソン法には、保険業に関する州法は、原則として、連邦の反トラスト法に優先する旨が制定されている。

それに対して、EUにおいては、欧州司法裁判所によって確立された判例に基づいて、EU法の加盟国法に対する優先性が実現されている。特に欧州司法裁判所は、EU法と加盟国法に相違がある場合には、共同市場または現在の域内市場の機能に有用であるかどうかとの観点に従って判断する、という原則を用いている。

域内市場と欧州法（保険事業に関する法規を含める）の優先性は、欧州保険市場は米国の州法に基づく保険市場より統合の可能性が高いということを示していると言えよう。

以上のようにEUにおける法状況、加えて米国の法状況をも結論部で総括し、次のように日本法への展望を示す。

つまり、日本における保険監督法において、競争法（独占禁止法）の適用に関する規定を定めること、および競争監督機関（公正取引委員会）の保険業への監督権限の拡大を提言する。

（目次）

1. 序論	1
1.1. 研究の主たる課題	1
1.2. 研究対象の限定付け	2
1.3. 定義の設定と限界づけ	3
1.4. 保険業の分野における専門監督およびカルテルに対する監督に関する歴史的な発展について	4
2. EU競争法とEUにおける競争政策	13
2.1. 保護目的	13
2.2. 競争法と競争政策についての考察	16
3. EU規模での効果的な保険業における競争を確保するために必要な法的枠組みとしてのEU保険市場の確立を目指す自由化の対策	16
3.1. EU金融市場の創設	16
3.2. EU保険域内市場に関する法的根拠	19
4. 保険業へのEU競争実体法とその適用	21
4.1. 主たる規定の概要と分析	21
4.2. 保険業に関する特有の規定とそれらの適用	23
5. 保険業に関する一括適用免除規則の規律とその分析	31

6. 保険競争法の領域における欧州委員会の決定と欧州司法裁判所の判例	36
7. EUにおける保険監督法の規制緩和とその後の共同監督体制の創設	49
7.1. 2010年以前のEU域内保険市場における保険監督体制	49
7.2. ソルベンシー 指令	51
7.3. EUにおける金融監督諸機関の創設	56
7.4. EUにおける保険監督機関(EIOPA)の創設	56
8. 日本における損害保険業に対する競争法の適用	58
8.1. 日本における損害保険事業に対する競争法の適用に関連する法令	58
8.1.1. 日本における損害保険業の監督に関する法規	58
8.1.2. 日本における損害保険業に対する競争法の適用	59
8.2. 日本における損害保険分野に対する競争法の適用に関する歴史的経緯	60
8.2.1. 1939年改正保険業法による統制協定	60
8.2.2. 独占禁止法制定後の適用除外法等の法律の改正と廃止	64
8.2.3. 1951年の保険業法改正による適用除外規定の創設	64
8.2.4. 1995年保険業法の改正	68
8.2.5. 損害保険料率算出団体に関する法律の規定	71
8.2.6. 1990年以降の損害保険事業に対する独占禁止法の適用に関する各法の改正等	73
8.2.7. 日本機械保険連盟事件について	74
8.2.8. 2014年において認可されている損害保険事業者間の共同行為	81
9. 保険業に対する競争法の規律の趨勢 比較法的検討	82
10. 結論と今後の展望	87
(附属資料)	
EU競争手続法規則(EC規則 No.1/ 2003)(OJL 1/1 p.1-p.25)	

論文審査結果の要旨

本論文は、欧州連合(EU)における「保険競争法」について、「損害保険業に対するEU競争法の適用とドイツの保険競争法の進展へのEU競争法からの影響 - 日本法との比較法上の観点をふまえて」とのテーマで論ずる。研究の方法として比較法的手法を用い、簡明に言えば「保険業への競争法の適用」という、これまで日本ではほとんど論じられることのなかった論題につき、EU法、ドイツ法さらには米国法をも検討し、外国法の研究だけでなく、日本法へ提言も試みる体系的な研究である。

佐藤雅俊氏は、平成12年4月から平成16年3月まで本学法学部法律学科に在籍して法学の勉強に努め、平成16年4月から平成18年3月まで本学法学研究科博士前期課程(修士課程)に在籍し、研究を重ね、修士論文「損害保険業における保険料ならびに保険料率算定に関する保険企業間の協力についての競争法の下での取り扱い - EC法と日本法の比較を

中心として - 」を提出し、修士号を得た。さらに、平成 18 年 4 月から平成 27 年 3 月現在に至るまで本学法学研究科博士後期課程に在籍し、研究を重ね、本論文を完成させ、学位申請に至っている。

研究業績として、平成 21 年、平成 23 年、平成 25 年、平成 26 年に次の 4 編の論文を公表している。「欧州の損害保険分野における競争法の「適用免除」について」損害保険研究 71 巻 3 号(損害保険事業総合研究所)(平成 21 年 11 月) 「欧州連合における新しい保険監督法制」保険学雑誌 621 号(日本保険学会)(平成 23 年 6 月) 「欧州における生命保険分野に対する競争法の適用に関して」生命保険論集 186 号(生命保険文化センター)(平成 26 年 3 月) 「保険分野の中での EU 競争法の意義(1)」産大法学 47 巻 3・4 号(平成 26 年 3 月)。以上の研究業績の集大成として本論文を完成させ、博士学位の申請に至っている。

同氏の研究は、EU 法、ドイツ法および米国の関係資料・判例等を集めそれを丹念に読み込むという地味な作業をしたうえで、慎重に熟考して妥当な結論を導き出すという手堅い実証方法を採用して、堅実に研究を仕上げている。同氏の研究の領域に関する和文献、翻訳は稀であり、法律、判例や資料を読み込むに当たり、ドイツ語、英語を用い、多大な精力をつぎ込んだものと推量される。それは、本研究を「保険業への競争法の適用」に関する日本における先駆的研究として位置付ける一つの理由でもある。しかも、本論文はヨーロッパの保険競争法の発展過程とその内容を丹念に分析、検討し、加えて米国の法をも研究の視野に入れて検討し、わが国への示唆をも示すものとなっていると評価することができる。

ただし、論述が淡々としているため、専攻外の者にとっては本論文に含まれている斬新性が見えにくくなっていると考えられる。さらに、表現がいささか冗長なため、読者に訴える力が乏しい論文となり、また、言い換えれば、翻訳調が目立つところも気にはなる、と指摘することができる。しかし、これは、前に述べたように、法律、判例や資料(ドイツ語文献、英語文献)の読み込みに多大な精力を要し、日本語表現にまで注意が行き届かなかったと理解し、容認されるべきことであろう。

また、公聴会および口頭試問の段階で、論文の内容自体やその体裁の細かな点につき、「修正した方が良い」とか「修正すべき」と、いくつかの指摘がなされている。

しかし、本稿の眼目は保険事業における競争法と監督法の交錯である。言い換えれば、競争法の保険業への適用を徹底することにより、保険消費者にとっては保険料の低減化が達成されることになる。しかし、これは保険事業者の経営の安定化を損なう結果となり、少数ではあると考えるが、保険事故を生じた保険消費者にとっては保険金の支払いを受けることができなくなる事態も発生してくることにもなる。もちろん、保険業者の支払余力の確保のために厳しいソルベンシー・マージン基準の達成が期待され、そのために各国の保険監督庁による検査・監督が求められることになるが、このシステムそれ自体が加盟国の内情で動揺すれば大きな問題が生じることとなる。むしろ、消費者の利益のために競争法の適用を徹底することが、逆に、保険に対する不安を助長することにもなりかねない。その意味では、EIOPA の登場は、まさに、競争法と監督法の相克を止揚するものである。しかし強力な制度として

のそれが持つ未知の副作用についてはまだ解明されていないことを、本論文は示してもいる。

このような研究は、わが国のみならず欧州にもまた米国にも従来まったくなかった、斬新性および独創性を有する論文である。

調査員全員の一致で、佐藤雅俊氏は、博士（法律学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断する。